XIV. 関係者の取り組み

1. 関係者の取り組み

業務用冷凍空調機器の種類は多様であり、冷媒フロンの回収に関係する者についても極めて広範に亘り、製造、修理、廃棄処理の商流や情報の流れも多様・広範に亘ることから、冷媒フロンの回収率の向上を図るためには広範な関係者がそれぞれの役割を認識し、責務を果たしていくことが必要である。このためには法令の整備のみならず、関係者の継続的な取り組みが重要である。こうした関係者の取り組みを以下に紹介する。多くの関係者がこうした取組に参加し、相互に協力・連携することにより、より確実・効率的なフロン類の回収が進むすることが期待される。

(1)地域協議会、事業協会

フロン回収・破壊法の施行前から各都道府県の主導により、冷媒として用いられるフロン類の回収に携わる設備業者や回収業者を中心とした地域の協議会が設立され、地域の協議会を通じたフロン類の回収・破壊や、講習会、普及啓発活動等が実施されてきた。フロン回収・破壊法施行後、協議会の活動を停止・廃止したところもあるが、フロン回収に対する活発な取組みが進められている地域もある。フロン回収に関係する者が多様であることから、今回の法改正を契機として、いくつかの地域では建設、解体工事、産業廃棄物関係の団体等も協議会に参加する動きも見られている。地域の協議会は、各都道府県の環境担当部局が事務局を行っている。

また、いくつかの地域においては、地域の産業界が中心となり、フロン回収事業協会が設立されており、地域協議会等と連携してフロン回収の推進に取り組んでいる。

- フロン回収協議会のある都道府県(休止を含む): 岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、沖縄県
- フロン回収事業協会のある都道府県:宮城県、福島県、群馬県、静岡県

(2)有限責任中間法人 フロン回収推進産業協議会 (略称 INFREP)

冷媒フロンの回収率向上を図る上で、機器の所有者、ユーザー等のフロン回収に関する意識の向上とともに、フロン類の引渡しに関係する建設業者、解体業者等の役割が重要であること等から、平成18年6月にフロン回収・破壊法が改正され、行程管理制度等の追加が行われた。

改正フロン回収・破壊法を適切に運用し、効率的なフロン回収を推進するためには、 広範な関係者が連携し合い、地域の取組み主体とも協力・連携しつつ、フロン回収を効果的・適切に進めていく体制・ネットワークの整備が重要である。また、機器の廃棄時のみならず、業務用冷凍空調機器が生産されてから廃棄に至るまで、機器に係る広範囲な関係者の情報の共有化を図り、フロン回収のみに留まらず、フロン類の放出抑制に対する施策を検討・実施していくことも重要である。

INFREPはこのような背景の下、主要な産業界の団体が中心となり、平成19年4月に設立された。

主な事業は以下のとおり。

①業務用冷凍空調機器に関連したフロン類の放出抑制に係る施策の企画、実施

- ②事前確認書及び行程管理票等の作成及びその普及による効率的なフロン類の回収推進
- ③フロン回収等放出抑制に係る情報提供や相談受付
- ※ INFREPが作成・発行している事前確認書及び行程管理票を参考として巻末に示す。
 - ○有限責任中間法人 フロン回収推進産業協議会 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-17 本郷若井ビル 4 階 電話 03-5482-2380 FAX 03-5689-7983

URL : http://www.infrep.jp

(3) 冷媒回収推進・技術センター(略称 RRC)

オゾン層保護と地球温暖化防止のための冷媒回収と回収された冷媒の再利用の推進を目的として平成5年に設立され、平成10年には名称が現在の「冷媒回収推進・技術センター」に変更された。主な事業は以下のとおり。特に全国でフロン回収技術に関する技術講習・認定を実施する等により、回収業者の回収技術の普及・向上に貢献している。

- 1)冷媒の大気放出防止、回収の重要性の啓発に係る事業
- 2) 冷媒回収技術に関する研究及び普及に係る事業
- 3) 冷媒回収技術者の育成と資格登録並びに冷媒回収事業所の認定に係る事業
- 4)登録回収技術者、認定回収事業所に対する情報提供、情報収集及び技術向上に係る事業
- 5) 冷媒再生事業所の認定、再生技術の研究、技術基準策定に係る事業
 - ○冷媒回収推進・技術センター(RRC)事務局 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 3 階(日設連内) 電話 03-3435-9411 FAX 03-3435-9413

URL: http://www.rrc-net.jp/ Eメール:rrc@jarac.or.jp

(4)(社)日本冷凍空調設備工業連合会(日設連)・(社)日本冷凍空調工業会(日冷工) 冷凍空調設備業者による業界団体で多くの会員がフロン類の回収に携わっており、業 務用冷凍空調機器からの冷媒フロン回収における会員のシェアは過半を占めている。こ うした関係から、上記の地域協議会、INFREP、RRCの活動にも貢献している。 全国に地域冷媒回収促進センター、回収冷媒管理センターを設け、フロン類の回収の 推進、回収冷媒の適切な処理に貢献している。省令第7条に基づき都道府県知事が認め た者の多くはこれらのセンターである。

○ (社) 日本冷凍空調設備工業連合会(日設連) 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 3 階 電話 03-3435-9411 FAX 03-3435-9413

URL: http://www.jarac.or.jp

○ (社) 日本冷凍空調工業会(日冷工)

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 2 階

電話 03-3432-1671 FAX 03-3438-0308

URL: http://www.jraia.or.jp

2. 参考様式

INFREPが作成した事前確認書及び行程管理票

(1). 事前確認書

(特定解体工事発注者用)

設置機器事前確認書

(フロン回収・破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

書面の交付年月日

年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

印

電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の2第1項及び特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第2条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。

12

EC.	1					
含称						
易所						
第一種特定製品	の設置の有無					
b	なし					
その種類と台数	「なし」の理由(該当するものに○印)					
冷蔵機器及び冷凍機器	① 対象機器の設置はもともとなし					
.,	② 対象機器は廃棄済みである					
台	③ 対象機器はフロン回収済みである					
	④ 家庭用機器のみである(家電リサイクル法で処理					
の登録を受けた第一種フロン類 対頼する必要があります。 は、別に定める書面(委託確認書) は、第一種フロン類回収業者・	⑤ その他(具体的にその理由を明記下さい)					
	名称 易所 第一種特定製品 り その種類と台数 冷蔵機器及び冷凍機器					

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)

※様式については「フロン回収推進産業協議会(INFREP)」のホームページからダウンロードできます。(www.infrep.jp)

建物の用途別冷凍・空調機器(フロン類冷媒使用機器)設置チェックシート

設置	場所	エアコンディショナー 冷凍冷蔵機器 区分	機器種類の例	台数		
			ビル用マルチエアコン(パッケージエアコン)			
	全 体	エアコンディショナー	ターボ冷凍機			
			スクリュー冷凍機			
		l .	チラー			
スーパー、百貨店、		冷凍冷蔵機器	自動販売機			
コンピニエンスストア、			冷水機(プレッシャー型)			
オフィスピル、ホール、 公会堂 など			製氷機 など			
AEE AC		冷凍冷蔵機器	ショーケース			
	食品売り場		酒類・飲料用ショーケース			
			業務用冷蔵庫 など			
	パックヤード	冷凍冷塵機器	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット) など			
	生花売り場	冷凍冷蔵機器	フラワーショーケース など			
		エアコンディショナー	店舗用パッケージエアコン			
			自動販売機			
		l .	業務用冷蔵庫			
97.9	and the state of t	冷凍冷蔵機器	酒類・飲料用ショーケース			
レストラン、飲食店、	無屋、肉屋、果物屋、 食料品、薬局、花屋		すしネタケース			
各種小売店 など			活魚水槽			
			製氷機、卓上型冷水機			
			アイスクリーマー			
			ビールサーバー など			
		エアコンディショナー	設備用パッケージエアコン			
	工場、倉庫	冷凍冷蔵機器 又は エアコンディショナー	ターボ冷凍機			
			スクリュー冷凍機			
			チラー			
工場など		エアコンディショナー	スポットクーラー			
			クリーンルーム用パッケージエアコン			
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	業務用除湿機			
		冷凍冷蔵機器	研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など)			
学校など			パッケージエアコン(GHP含む)			
		エアコンディショナー	チラー			
	学校、病院		業務用冷凍冷蔵庫			
			自動販売機			
		冷凍冷蔵機器	冷水機			
		a to out the most parties.	製氷機			
			病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)			
その他	地下鉄構内	エアコンディショナー	空間機器(ターボ冷凍機など)			
	列車	エアコンディショナー	列車空職機 など			
	輸送	冷凍冷蔵機器	冷凍車 など			
	冷凍・冷蔵倉庫	冷凍冷蔵機器	冷凍倉庫用空間機(スクリュー冷凍機など)			
- :		エアコンディショナー	船舶用エアコン			
	船舶	冷凍冷蔵機器	冷凍庫(スクリュー冷凍機など)			
l i	200 200					

(建設リサイクル法による事前説明と同時に説明する場合のかがみとして使用します。)

(特定解体工事発注者用)

説 明書

書面の交付年月日

年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称 住所 〒

> (特定解体工事元請業者) 氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

印

電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に関する事項について(添付資料①~③)、及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の2第1項の規定により、対象の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について(添付資料④)、下記のとおり説明します。

記

- 1. 説明内容 添付資料のとおり
- 2. 添付資料
 - ①届出様式(様式第一号に必要な事項を記載したもの)
 - ②別表(別表1~3のいずれかに必要な事項を記載したもの)
 - □別表1(建築物に係る解体工事)
 - □別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))
 - □別表3(建築物以外に解体工事又は新築工事等(土木工事等))
 - ③その他の別添資料(添付する場合)
 - □案内図
 - □工程図
 - ④フロン回収が必要な機器の有無を説明する資料 (フロン回収破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書)

※この様式ついては、(中)フロン回収推進産業協議会(INFREP)のホームページからダウンロードできます。(www.infrep.jp)

(2)行程管理票

	機器整備·修	理				(汎用版)	整3	理番号					
	田)	一種特	定製品の 施設(建物)	名				10,000	交付年	500000	-	年	月	
_			特定製品の											
又 .	班	1000000000	氏名又は名	称										
至 種	棄一	(甲)	の住所	T.										
特定	等種 - 実特 -	交付担	当者氏名					電話						
語の	施定	管理責	任者氏名					FAX						
766	者製	à	エアコンテ	マイショナー	委託確	認書(回収依頼書)交付時に確認 台	150000000000000000000000000000000000000	器の種類及 器及び冷る	1000 China				£
発注	묘	下記の	者にフロン	/類を引き渡します			する。建物解体	が伴う場合						
色				プロン類引渡受託者 プロン類回収業者	(□)	運物の全部又は一	部解体が伴う)						
	Z) (i	乙) のき	6名又は名	称					回付年	月日	-	年	月	
24-2000	フ第	1000) の住所	=								*	7-	_
第一渡			担当者氏名					電話						_
206	ン種	管理算	[任者氏名					FAX						_
× San		175		/類を引き渡します						T		2		
警 者				(フロン領引渡受託	者→ (丙1)に (甲)の	再委託することを 氏名	承諾します。		承諾年	月日 (甲)の管理		年	月	
		_ (1)第一種。	アロン類回収業者	又は	名称				責任者氏名				_
(P	91)	有1)の	氏名又は名						回付年	月日		年	月	_
引	フ第		1)の住所	一				7007	_					_
2775.70	□ -		旦当者氏名					電話						
2004270	ン種		責任者氏名	/類を引き渡します	1. (引き渡して	ち名者にチェック	する。)	FAX						_
託	(N=10)			フロン類引渡受許										
者	[(1	7)第一種7	7口ン類回収業者							rystyre			_
	丁)	登録	番号			フロン類の引取を 終了した年月日	4			引取証明書交 年月日	rd	年	月	
7.35	/ AD 📕	丁)の月	氏名又は名					回収技術者 氏名	i					
		(丁)の住所	Ŧ										_
5.5000	ン種	担当	当者氏名					電話						
x X	規	管理責	任者氏名				印	FAX	m v6 m					_
	第一種	フロン	ト記 類の種類	のとおりフロン		8888		官	理番号	F.C.			ı	_
山収	特定製品の			CF:		500000	FC	los	台	FC.	lea	台	T	
量	エアコン			台	kg kg			kg kg	台		kg kg	台		_
等		81	10	台	kg			kg	台		kg	台		0.000
38370				l)までの場合、引用 できます。その場合						ません。また、	F票は回収	文量や下記の	の処理量等	音を
冷回	フロン類			R F	3	R	R	R	12.0	R	R	265	R	_
冷回 媒等		容器番		kg	kg	k <u>c</u>	1	kg	kg	1	kg	kg		_
		C7 OF 11		. = 6	CFC	HOFO	HEC	2	合 計		1.0	備考		
及処	75 TO 173	1	再利用	自ら再利用	kg	kg	_	kg	kg	71 SE + 186 A				
及び 処理 方法	再利用	2	安全7条	再利用先に譲渡 認定管理センター	kg kg	kg kg	-	kg kg	kg kg	下記に記載			His Cas	1 314
埋法	破壊等 (1,2,3,4の	3	破壊	BACD/EG / /	kg	kg	_	kg	kg	1131300		kg) kg)		
1,0190	いずれかに〇		20000		kg	kg		kg	kg		9/	55		
	名称			-			電影	ŧ	7,5		FAX	9		
先先理 名等 用 用		Ŧ												